

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 規 則

- 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則 三五
- 福島県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 三五

### 告 示

- 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 三五
- 土地改良事業計画を変更することを認可した件二件 三五
- 県営土地改良事業計画を定めた件 三五
- 県営土地改良事業計画を変更した件 三五
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件二件 三五
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 三五
- 道路の区域を変更する件 三五
- 福島県人事委員会 三五
- 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 三五

## 規 則

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則及び福島県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月九日

### 福島県規則第六十三号

#### 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

福島県知事 内 堀 雅 雄

第九条第三項第一号並びに附則第二項及び第三項中「千六百八十円」を「二千六百六十円」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和六年一月一日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（人 事 課）

### 福島県規則第六十四号

#### 福島県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

福島県住民基本台帳法施行細則（平成十四年福島県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「請求（」の下に「法第三十条の四十四の十三において読み替えて準用する同項の自己に係る附票本人確認情報の開示の請求を含む。」を加え、「本人確認情報開示請求書」を「本人確認情報等開示請求書」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「本人確認情報」の下に「又は附票本人確認情報（以下「本人確認情報等」という。）」を加える。

第三条中「第三十条の三十二第二項」の下に「（法第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。）」を、「第三十条の六第三項」の下に「又は法第三十条の四十一第三項」を加え、「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改める。

第五条第一項中「者は、本人確認情報訂正等申出書」を「者（法第三十条の四十四の十三において準用する同項の規定により開示に係る附票本人確認情報について訂正等申出をしようとする者を含む。）は、本人確認情報等訂正等申出書」に改める。

第八条中「及び十六の項」を、「十六の項及び十七の項」に改める。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

本人確認情報等開示請求書

年 月 日

福島県知事

(郵便番号 )

本人住所

氏名

連絡先

(電話番号 )

生年月日 年 月 日

性別

住民票コード

(郵便番号 )

法定代理人住所

氏名

連絡先

(電話番号 )

住民基本台帳法第30条の32第1項（法第30条の44の13において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、自己に係る本人確認情報等の開示を請求します。

対 象	1 本人確認情報    2 附票本人確認情報
※本人等確認	1 個人番号カード    2 運転免許証    3 旅券 4 その他( )
※備考	

注

- 1 請求の際は、本人又は法定代理人自身であることを証明する書類(個人番号カード、運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 2 法定代理人による請求の場合は、1の書類のほか法定代理人の資格を証明する書類(戸籍抄本等)を提出し、又は提示してください。
- 3 ※の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

## 様式第2号(第5条関係)

## 本人確認情報等訂正等申出書

年 月 日

福島県知事

(郵便番号 )

本人住所

氏名

連絡先

(電話番号 )

生年月日 年 月 日

性別

住民票コード

(郵便番号 )

法定代理人住所

氏名

連絡先

(電話番号 )

住民基本台帳法第30条の35(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり開示に係る本人確認情報等の内容の訂正(追加、削除)を申し出ます。

対 象	1 本人確認情報 2 附票本人確認情報
開示を受けた日	年 月 日
訂正(追加、削除)を申し出る内容	
※本人等確認	1 個人番号カード 2 運転免許証 3 旅券 4 その他( )
※備考	

## 注

- 1 申出の際は、本人又は法定代理人自身であることを証明する書類(個人番号カード、運転免許証、旅券等)のほか、訂正(追加、削除)を申し出る内容が事実に合致することを証明する資料を提出し、又は提示してください。
- 2 法定代理人による申出の場合は、1の書類のほか法定代理人の資格を証明する書類(戸籍抄本等)を提出し、又は提示してください。
- 3 ※の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県住民基本台帳法施行細則様式第一号による本人確認情報開示請求書又は様式第二号による本人確認情報訂正等申出書は、改正後の様式第一号による本人確認情報等開示請求書又は様式第二号による本人確認情報等訂正等申出書とみなす。

(市町村行政課)

告示

福島県告示第四百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、四時川沿岸土地改良区から令和六年四月十八日付けで申請のあった定款の変更について、同年六月二十八日認可した。

令和六年七月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
(農村計画課)

福島県告示第四百十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、八沢千拓土地改良区から令和六年四月十一日付けで申請のあった定款の変更について、同年六月二十八日認可した。

令和六年七月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
(農村計画課)

福島県告示第四百十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、岩代町土地改良区が岩代町地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて、令和六年六月十八日認可した。

令和六年七月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
(農村計画課)

福島県告示第四百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、東和町土地改良区が東和町地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて、令和六年六月十八日認可した。

令和六年七月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
(農村計画課)

福島県告示第四百十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、瀬戸地区に係る県管農地中間管理機構関連農地整備事業(農地整備事業)を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和六年七月十日から 月二十九日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

いわき市役所

(農村計画課)

福島県告示第四百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、片草地区に係る県管農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うための土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和六年七月十日から 月二十九日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第四百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和六年七月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 保安林予定森林の所在場所  
田村郡小野町大字上羽出庭字赤木四
- 二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、小野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び小野町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第四百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和六年七月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 保安林予定森林の所在場所

東白川郡棚倉町大字中山本字松場九四の一、一一五、一一八から一二〇まで、字西ノ入一九、二〇、一一四、一一五、一一八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、棚倉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び棚倉町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第四百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和六年七月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

河原田惣一 河原田寅市 五十嵐藤平 菅家トシエ 菅家喜三 菅家堅二 星秀司 星武丸 大森タミ子 馬場誠二 武田武彦 平野時男 鈴木久 馬場弘道 佐野進 武 佐野博三 佐野覺重 大山直樹 馬場太郎右工門 渡部昌弘 芳賀愛一 芳賀洋助 田中修志 平野隆三

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。  
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（令和六年福島県告示第三百四十五号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第四百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所でき令和六年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年七月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四〇〇号	大沼郡金山町大字八町 字孤穴一〇番二地先か ら	変更前 変更後	九・九 三二・二	七七六・〇
同 郡同 町大字小栗 山字広瀬一二五八番一		変更後	一三・六 一一三・一	七四三・六

五地先まで

(道路計画課)

## 福島県人事委員会

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月九日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

## 福島県人事委員会規則第十三号

## 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(平成十三年福島県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項を次のように改める。

2 条例第十二条第一項第四号の人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

一 職員が山岳において著しく危険かつ困難な状況の下で行う遭難者の捜索及び救助の作業

二 職員が異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う人命救助の作業

三 職員が異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある県外の地方公共団体の区域に派遣されて行う次に掲げる作業

ア 罹災証明書の交付に係る被災した住家等の被害認定調査の作業

イ 避難所等の運営支援の作業

ウ ア及びイに掲げる作業に相当するものとして人事委員会が認める作業

第十一条第三項各号列記以外の部分中「額とする」を「額(大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、千八十円)とする」に改め、同項第一号中「四百八十円」を「七百十円」に、同項第二号中「七百三十円」を「千八十円」に、同項第四号中「六百三十円」を「七百十円」に改め、同項に次の二号を加える。

五 前項第一号及び第二号の作業 八百四十円

六 前項第三号の作業 七十円

4 条例第十二条第三項第四号の人事委員会規則で定める時間帯は、午後十時から翌日の午前五時までの時間帯とする。

第十八条第一項を削り、同条中第二項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則第十一条の規定は、令和六年一月一日から適用する。

(採用給与課)